



6

資料

資料1 推進体制・経過

1 朝霞市男女平等推進審議会委員名簿

任 期：平成21年7月15日～平成23年7月14日（2年間）

職名	選出区分	氏名	性別	所属・職名
会長	男女平等の推進に関する活動を行っている者	川野紀代美	女	支援団体主宰
	関係行政機関の職員	友則 歩	女	埼玉県朝霞警察署 H21.7.15～H22.9.16
		鴨下 修一	男	埼玉県朝霞警察署 H22.9.17～
		萩原まり子	女	埼玉県朝霞保健所
	知識経験者	矢口 悦子	女	東洋大学教育学科教授
		高橋 良顕	男	民生・児童委員 H21.7.15～H22.11.30
		梶本 一男	男	民生・児童委員 H22.12.1～
副会長		栗山 昇	男	人権擁護委員
		鈴木 泰代	女	教育委員会委員
		岡 吉明	男	朝霞市商工会員
		久慈須美子	女	女性起業家
	公募委員	金子智恵子	女	
		小暮眞一郎	男	
		松下 昌代	女	

順不同・敬称略

2 朝霞市男女平等推進庁内連絡会議・同幹事会

朝霞市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女平等推進施策について、関係部課相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策を推進するため、朝霞市男女平等推進庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 庁内連絡会議は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。(14名)

2 委員長は、男女平等推進所管課長をもって充て、副委員長は、委員長の指名した者とする。

3 委員は、別表(1)に掲げる室、課の中から、室長及び各部長が各1名を指名する。

4 幹事は、別表(2)に掲げる室、部の中から、室長、福祉部長及び健康づくり部長は各1名を、その他の各部長は各2名を指名する。

(審議事項)

第3条 庁内連絡会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 男女平等の総合的推進に関すること。
- 二 男女平等推進について関係部課との連絡調整に関すること。
- 三 男女平等の推進に関する行動計画の策定に関すること。
- 四 男女平等推進についての調査研究に関すること。
- 五 その他男女平等推進に関して必要と認められること。

(会議)

第4条 庁内連絡会議は委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 庁内連絡会議に具体的事項を調査、研究し、庁内における男女平等の推進プロジェクトチームとして幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事の互選により、リーダー及びサブリーダーを置く。

3 幹事会はリーダーが招集し、リーダーは会議の議長となる。

4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代行する。

5 リーダーは、調査、研究等が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。

(報告)

第6条 委員長は、会議の結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 庁内連絡会議の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年3月28日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成14年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

別表(1)

政策企画室	
総務部	職員課 市政情報課
市民環境部	地域づくり支援課 産業振興課
福祉部	福祉課 子育て支援課
健康づくり部	長寿はつらつ課 健康づくり課
都市建設部	都市計画課
水道部	水道経営課
教育委員会	教育指導課 生涯学習課

別表(2)

政策企画室			
総務部	市民環境部	福祉部	健康づくり部
都市建設部	水道部	学校教育部	生涯学習部

3 経過

年度	月	男女平等推進審議会	男女平等推進庁内連絡会議	その他
平成22年度	5月	第2回(5/24) ・市民意識調査項目について	第1回(5/19) ・市民意識調査項目について	
	6月			朝霞市男女平等に関する市民意識調査 (6/15～7/2) 朝霞市男女平等推進に関する事業所アンケート (6/10～6/30)
	9月	第3回(9/24) ・市民意識調査結果報告書(案)について	第2回(9/15) ・市民意識調査結果報告書(案)について	
	10月		第3回(10/27) ・朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画(案)について	
	11月	第4回(11/12) ・朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画(案)について	第4回(11/17) ・後期基本計画素案の検討	
		第5回(11/26) ・後期基本計画素案の検討		
	12月			市民意識調査報告書発行後期基本計画素案パブリックコメント (12/15～1/17)
	1月	第6回(1/28) ・後期基本計画原案の報告		後期基本計画素案庁内パブリックコメント (1/5～1/19)

資料2 朝霞市男女平等推進条例

朝霞市男女平等推進条例

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向け、国際的にも国内においても様々な取組がなされてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、ドメスティック・バイオレンスが顕在化するなど男女平等の実現には多くの課題が残されている。

国においては、男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けている。

朝霞市においては、朝霞市女性行動計画を策定し、市民と行政が一体となり男女平等の推進に努めてきた。

急速な社会環境の変化とともに、多様な生き方を認める社会に変わりつつある現在、朝霞市が豊かで安心できる社会を築いていくためには、地域の特性を踏まえた上、男女が、社会の対等な構成員として認め合い、あらゆる分野に対等に参画できる社会を実現することが重要である。

ここに、私たちは、男女が平等な社会の構築を目指し、その基本理念を明らかにし、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育における責務を明らかにするとともに、男女平等の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)男女平等 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、個人として能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2)積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3)セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (4)ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。）が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること及び男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないことを旨として、行われなければならない。

2 男女平等の推進に当たっては、性別による固定的な役割分業意識を解消し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女が個人として能力を発揮できる機会が確保され、多様な生き方ができ、自己の責任に基づく自己決定権が確立されなければならない。

- 3 男女平等の推進は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女平等の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女平等の推進は、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず、あらゆる差別と暴力を決して許さない社会を構築することを旨として、行われなければならない。
- 6 男女平等の推進に当たっては、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において主体的にその役割を果たし、及び相互の創意工夫によって互いに協働して、行われなければならない。
- 7 男女平等の推進に当たっては、男女平等の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の主要な政策として男女平等の推進に関する施策（積極的格差是正措置及び性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因の解消を含む。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮するものとする。
- 3 市は、男女平等の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、国、県及び他の市町村との連携を図るとともに、男女平等の推進に関する施策を効果的に推進するために、市民等と協働するものとする。
- 5 市は、事業者の男女平等の推進状況を把握するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女平等に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女平等の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女が対等に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、職業生活と家庭生活その他の生活とを両立して行うことができる多様な就業形態に配慮した就業環境の改善に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における責務)

第7条 学校教育その他教育に携わる者は、教育を行うに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

- 2 何人も、子どもの教育に当たっては、家庭、学校及び地域において、男女が共に積極的に参画するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分業意識及びセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第10条 市長は、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)総合的かつ長期的に講ずべき男女平等の推進に関する施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、行動計画の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、朝霞市男女平等推進審議会に諮問しなければならない。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを図るものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(事業等の評価)

第11条 市長は、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴いた上、男女平等の推進に関する市の事業等を評価し、これを公表するものとする。

2 前項の評価は、市長が別に定める評価基準により行うものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女平等の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発及び人材の育成)

第13条 市は、市民等と共に、男女が対等に参画することができる体制の整備が積極的に行われるよう啓発に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民等と共に、男女平等の推進に関する啓発に努めるものとする。

3 市は、男女平等に関する市民等の理解を深めるために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、男女平等の推進に関する施策の実施状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(学校教育及び社会教育における措置)

第15条 市は、学校教育及び社会教育において、男女平等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等への支援)

第16条 市は、男女平等の推進に関する自主的な取組を行う市民等に対し、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と職業生活等との両立への支援)

第17条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の生活との両立ができるように、子の養育、家族の介護等において必要な支援に努めるものとする。

第3章 具体的施策

(顕彰)

第18条 市は、男女平等の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民等に対し、顕彰を行うものとする。

(積極的格差是正措置)

第19条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合において、市民等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、男女平等の推進のため、市の組織運営において個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関は、附属機関を組織する委員その他の構成員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(総合的な拠点施設の設置)

第20条 市は、男女平等の推進に関する施策を実施し、及び市民等の男女平等の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する拠点施設の設置及び運営に関して広く市民等の意見を聴くものとする。

(ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済の促進)

第21条 市は、県、他の市町村、関係機関及び民間団体と連携し、ドメスティック・バイオレンスの防止及びドメスティック・バイオレンスによる被害者(次項及び第3項において「被害者」という。)の救済の促進を図るものとする。

2 市は、被害者の救済に係る人材の育成及び資質の向上を図るものとする。

3 市は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済を図るため、市民等に対し、必要な支援に努めるものとする。

(性別による権利侵害の防止)

第22条 前条に定めるもののほか、市は、県、他の市町村、関係機関等と連携し、セクシュアル・ハラスメントその他の性別による差別と暴力の防止に努めるものとする。

(男女平等苦情処理委員の設置等)

第23条 男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行等により差別的取扱いを受けた者からの申出を適切かつ迅速に処理するため、男女平等苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 前項の申出ができる者は、次に掲げる者とする。

(1)市内に住所を有する者

(2)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(3)市内に存する学校に在学する者

3 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、又は出席を求めて事情を聴くことができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、苦情処理委員の意見に基づき、関係者に助言及び是正の勧告を行うことができる。

第4章 朝霞市男女平等推進審議会

(朝霞市男女平等推進審議会の設置)

第24条 男女平等を推進する上で必要な事項を審議するため、朝霞市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第25条 審議会は、第10条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)及び第11条第1項に定

めるもののほか、男女平等の推進に関する施策等に関する重要事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。

2 審議会は、男女平等の推進に関する施策等に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(委員)

第26条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)男女平等の推進に関する活動を行っている者

(2)関係行政機関の職員

(3)知識経験者

(4)公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、同年10月1日から施行する。

資料3 男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2)積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3)前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4)政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2)男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外のものに対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

資料4 用語解説

ア行

□ 朝霞市女性行動計画

この計画は、平成9年（1997年）3月策定の「共にいきいきと暮らせる明日のために あさか女と男プラン」。「共にいきいきと暮らせる明日のために」を基本理念として、男女共同参画社会の実現にかかわるすべての施策を対象とし、市民・事業者・行政が一体となって行動するための計画〔計画期間：平成9年度～平成17年度〕です。

□ 朝霞市男女平等苦情処理委員

朝霞市男女平等推進条例第23条に基づいて、朝霞市男女平等苦情処理委員を設置しています。苦情申出書により申し出のあった内容について、専門的な立場から調査します。申し出の内容は、男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的な取扱いを受けた場合などです。

□ 朝霞市男女平等推進条例

P83～の「資料2 朝霞市男女平等推進条例」参照

□ アンペイドワーク

賃金の支払われる労働（ペイドワーク）に対し、報酬や収入を得られない労働をいいます。家庭内における炊事、洗濯、育児、介護などの家庭労働のほかに、PTA や地域活動、ボランティアで働くことなども含みます。

□ 一般事業主行動計画

平成15年（2003年）7月に成立・公布された「次世代育成支援対策推進法」において、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取り組みだけでなく、101人以上の労働者を雇用する事業主が、速やかに届け出なければならないとされた計画のこと。法では、雇用する労働者が100人以下の事業主にも、同様の努力義務を定めています。

□ With You さいたま女性チャレンジ支援事業

埼玉県の事業。女性が個性と能力を十分に発揮しえない現状を踏まえ、女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、女性への積極的格差是正措置を実施し、意欲と能力のある女性がさまざまな分野へチャレンジするための支援事業です。

□ ICT

情報通信技術（Information and Communication Technology）のことです。

□ NGO

Non-Governmental Organization の略。非政府組織・機関、民間公益団体。近年では主に国際開発協力等に従事する国内・国際組織を指す。かかわる問題も、軍縮、環境、人口、女性、開発援助、学術など多方面にわたっています。

□ NPO

Non Profit Organizationの略。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体です。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。平成10年（1998年）に特定非営利活動促進法（NPO法）が制定され、社会貢献を目的とする活動を行う民間の市民団体や市民事業体が緩やかな条件で法人格を取ることが可能になりました。

サ行

□ ジェンダー（社会的性別）

男らしさ、女らしさなどに代表される社会的、文化的につくられた性別の概念のこと。染色体や遺伝子、解剖学上の特徴による生物学的な性（セックス）と区別して用います。幼いころから家庭や社会で「男は男らしく、女は女らしく」と無意識的に役割を期待される結果、男女ともに個人の能力が発揮されず、生き方が狭められる可能性があります。ジェンダーによって男女を分ける考え方はあらゆる場面で長く続いてきたため、その偏りを正すには一人一人が意識して見直すことが必要です。

□ 情報活用能力（メディア・リテラシー）

テレビや、新聞などメディアからの情報の中から、内容を主体的、客観的に読み解き、自己発信する能力のことです。

□ 女子差別撤廃条約

昭和54年（1979年）に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のことです。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃を目指して、法律、制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めています。日本では、昭和55年（1980年）に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科の男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和60年（1985年）に批准しました。

□ 女性総合相談

人間関係、暴力、虐待などの悩みや問題を抱える女性に対して、カウンセリング等の知識を持つ専門の相談員が、毎週木曜日午前10時～午後3時、朝霞市役所1階市民相談室で行っている相談です。

□ 女性に対する暴力をなくす運動

国では、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであることから、毎年11月12日から国連の定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」である25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています〔平成13年（2001年）6月5日〕。

□ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

女性の全生涯にわたる健康において、単に病気がない、または病的状態にない、というだけでなく、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であることをいいます。

例えば、子どもを生む可能性・安全な妊娠、出産・子の安全な教育・安全な出生調節（人工妊娠中絶も含む）・安全なセックスなどのことであり、女性の権利の重要な一つとして認識されています。

□ 積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）

性別による固定的な役割分業意識に基づく慣行や社会通念から男女間に生じてしまった格差（職務・役職・資格・給与など）を解消するため、男女のうちどちらか不利な立場に置かれているいずれか一方に対して、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをすることをいいます。女性の少ない職種に女性の採用を拡大したり、仕事と育児が両立できる職場の環境を整えたりすることがこれにあたります。

□ セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した、性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな態様のものが含まれ、性差別、人権侵害の問題としてとらえられます。特に雇用の場では、「相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をすることで一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。」と考えられています。

夕行

□ 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため平成11年6月23日公布・施行されました。男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮や政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立などの5つの基本理念を掲げています。この基本法をもとに平成12年12月に基本計画となる「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成22年12月には「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

P88～の「資料3 男女共同参画社会基本法」参照

□ 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律。差別的取り扱いの禁止が定められています。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための雇用管理上必要な配慮を事業主に義務づけています。

□ ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者・恋人・その他親密な関係にある者（過去にあった者も含む）が、相手に対して振るう身体的・精神的・性的・経済的暴力のことであり、「安心」「自信」「自由」という人間らしく生きる権利を奪うものです。

例えば、殴る・けるはもちろんのこと、威嚇する、妻や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。

□ DINKS

Double Income No Kidsの頭文字をとった略語。共働きで双方の収入があり、子どもをもたず、豊かな消費生活を送る夫婦のこと。

ナ行

□ ニート (NEET)

Not in Employment, Education or Training の頭文字をとった略語。イギリスの労働政策において用いられる語で、就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人のこと。近年、国内でもこのような若者の増加傾向が指摘されており、社会問題になっています。

ハ行

□ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV 防止法)

平成13年(2001年)4月に制定され、平成14年(2002年)4月1日から全面施行。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備について定めています。平成16年(2004年)6月には「配偶者からの暴力の定義の拡大」「保護命令制度の拡充」などを柱とした改正が行われ、同年12月から施行されています。

改正 DV 防止法 (2008年1月改正)

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(2001年10月施行)の2回目の改正が、1月11日より施行(公布は2007年7月)されました。改正の主なポイントは次の通りです。

1. 保護命令制度の拡充

- (1) 生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
- (2) 電話等を禁止する保護命令 (①面会の要求②行動の監視に関する事項を告げること等③著しく粗野・乱暴な言動④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。))⑤夜間(午後10時～午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。))⑥汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等⑦名誉を害する事項を告げること等⑧性的しゅう恥心を害する事項を告げること等又は性的しゅう恥心を害する文書・図画の送付等
- (3) 被害者の親族等への接近禁止命令

2. 市町村基本計画の策定

都道府県に策定義務を課していたが、市町村においても策定することを努力義務とする。

3. 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

- (1) 市町村の適切な施設において支援センター機能を果たすようにすることを市町村の努力義務とする。
- (2) 支援センターの業務として、被害者の緊急時における安全の確保を明記する。

□ パブリック・コメント

行政が事業を行う前に、内容を公表して市民の意見を求める「意見照会手続き制度」(パブリック・コメント制度)に基づいた意見のことです。

ラ行

□ ライフスタイル

生活様式のことだが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶり、さらには、生活に対する考え方や習慣なども含まれ、文化とほぼ同じ意味を持っています。

ワ行

□ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と私生活がうまく調和できるよう、男女の働き方の見直しを進めることです。単に労働時間を短くするというのではなく、仕事の進め方や時間管理の効率化を進めるとともに、短時間労働、フレックスタイム制、在宅勤務、育児・介護休業法制度、多目的な長期休暇など多様な働き方ができる柔軟な就業環境を整えることを指します。

□ ワンストップ・サービス

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスで、さまざまな行政手続きをいっぺんに行える「ワンストップ行政サービス」のことです。